

● 事務局だより ●

◇ 第三十二号をお届けいたします。本号では、埼玉県と愛知県の六年度の紛争事例をご紹介します。

◇ 昨年来、東京大学社会科学研究所教授の稲本洋之助先生に委託して行ってきた売買契約書についての調査研究が終了し、標準契約書の提言とともに発表されましたので、そのあらましも掲載しています。

◇ 建設省からは、平成六年度の全国の都道府県業法主管課で受け付けた苦情紛争相談のついて、ご寄稿いただきました。

◇ また、いわゆる原野商法を幫助した者に対する不法行為責任を問う判例についても掲載しました。それ以外にも、最近注目すべき判例も多く出てきておりますので、七件を載せました。前三項目とともに業務等のご参考にしていただければ幸いです。

◇ 本年度の宅地建物取引主任者資格試験につきましては、協力機関の方々はじめ、関係の皆様方のご協力とご指導により、無事終了

いたしました。本誌を借りて、厚く御礼申し上げます。

合格発表は、今月二十九日、予定どおり行います。

◇ 調査研究の成果物等につきましては、前述の「売買契約書」についての調査研究とそれに基づく提言を、このほど刊行いたしました。

前回の講演の記録「阪神淡路大震災と不動産取引の問題点」―弁護士岡本正治先生―についても、このたび刊行しました。

また、判例集については、平成三年から五年にかけての三年分を第五集としてとりまとめ、近く刊行いたします。

◇ 都道府県宅地建物取引業法担当者会議（上級者向け研修会）は、例年同様、都道府県宅地建物取引業法主管者協議会との共催により、九月二十一、二十二の二日間行いました。八十名のご参加をいただき、熱心に取り組んでいただいた。

引き続き、内容の充実化に努力して行きたいと考えております。

◇ 三十九回目の講演会を、今月九日に開催

いたしました。今回は、平井委員会の委員でもある弁護士の飯原一乗先生に講師をお願いし、「最近における不動産取引の諸問題について」と題して行い、多数の方々に熱心にご聴講いただきました。

◇ OA事業につきましては、業務開始以来、本年八月末で満五年を経過しました。

九月十五日の敬老の日に合わせて、高齢者の主任者のデータ等を発表しました。

また、商法改正に伴う最低資本金引上げの猶予期間が、いよいよ来年三月で満了するので、該当業者（二六、九五六業者）のリストと周知用の宛名シールを、十月、都道府県あてに送付しました。